

コンビニエンスストアにおける自動車税の収納事故について

平成22年8月2日

1 事故の概要

コンビニエンスストア（ローソン大分医科大学前店）で納付された平成22年度の自動車税（納期限5月31日）について、店舗従業員による着服があったことが判明した。

・不正のあった代行収納金 自動車税 13件 495,900円

2 主な経緯

○7月23日（金） 自動車税の督促状を発付

○7月26日（月）

県民から、大分県税事務所に「コンビニエンスストアで自動車税を納付したが、督促状が届いた。」との問い合わせが5件あった。

県において、電算システム及びコンビニエンスストアからの収納情報を確認したが、問い合わせがあったものについてはいずれ確認することができなかったため、収納代行会社に対し、事実確認と原因の究明を依頼した。

○7月27日（火）

県民から、大分県税事務所に同様の問い合わせが新たに2件あり、収納代行会社に追加で究明を依頼した。

○7月28日（水）

県民から、大分県税事務所に同様の問い合わせが新たに2件あり、収納代行会社に追加で究明を依頼した。

○7月30日（金）

株式会社ローソン エンタテインメント・サービス本部 本部長補佐から事故の概要説明を受け、調査を依頼した9件を含む5月8日～6月26日の間に納付された13件について、店舗従業員による着服があったことが判明した。なお、株式会社ローソンの店舗における調査の結果、他に着服されたものは確認されなかった。

○7月30日（金）～8月1日（日）

株式会社ローソンは、13名の納税者に対して、直接訪問し説明と謝罪を行った。

3 今後の県の対応

・株式会社ローソンに対し、再発防止の徹底を強く求めるとともに、収納代行会社を通じ、他のコンビニエンスストアにおいて、同様の収納事故が発生しないよう適正な収納事務について要請する。

・レシートの受取りや領収証書の保管については、納税通知書送付の際や県のホームページ等を通じ、十分な周知を行う。

4 その他

この件については、株式会社ローソンが、ホームページ（<http://www.lawson.co.jp>）にご報告とお詫びを掲載しています。（別添参照）

＜問い合わせ先：株式会社ローソン広報 TEL 03-5435-2773＞

問い合わせ先
税務課・企画管理班
担当者 安部、宮澤
電話番号（097-506-2382）